

**障害福祉サービス利用申請について**

今回は、障害福祉サービスの利用申請について説明します。3年生で卒業後、福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）の利用を考えている人は、10月から利用申請が始まりますので、よく読んでおいてください。

対象者：今年度卒業予定の3年生で、障害福祉サービスの利用を考えている人
(例) 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助(グループホーム)

申請期間：令和元年10月1日(火)～令和元年10月31日(木)
申請場所：居住している市町村の福祉課申請窓口

提出書類：支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書、世帯状況・収入等申告書、マイナンバー確認書類(写し)、医療保険の被保険者証(写し)、障害者手帳(写し)
 ※現在受けているサービス等がある場合には、必要書類が変わります。

卒業後、サービス利用までの流れ

以上がサービス利用までの流れになります。この他にも、利用するサービス(就労継続支援A・B型事業所等)によっては、アセスメントが必要になります。時期や実施場所については、誕生日や居住地によって異なります。また、相談支援事業所からもサービス等利用計画作成にあたっての聞き取りや面談があります。

事前の進路相談でよく打ち合わせをしておいてください。

大変煩雑な手続きになりますが、これらの手続きなしにはサービスを利用することはできません。保護者の方におかれましても、お忙しいとは思いますがご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、担任または進路指導課までご相談ください。

【10月の進路行事予定】

- | | |
|-----------------|---------------|
| ◇ 10月25日(金)⑥校時 | 後期就業体験現場実習激励会 |
| ◇ 10月28日(月) | 後期就業体験現場実習開始 |
| ◇ 11月 1日(金)⑤⑥校時 | 校内実習準備 |
| ◇ 11月 6日(火) | 後期就業体験校内実習開始 |